

教員免許更新制について

～幼稚園関係者の方々向け教員免許更新制関係資料～

※本資料は、旧免許状(平成21年3月31日までに各都道府県教育委員会から授与された幼稚園教諭免許状等)を持つ方々を対象としています。

1. 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

2. 免許状更新講習の受講、更新講習修了確認手続等の基本的な流れ

平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、旧免許状を持って幼稚園に園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭として勤務する方々は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に必要な手続を行うことが必要です。

これらを行わなかった場合は、各自の修了確認期限以後、持っているすべての教員免許状が失効することとなります。

①各自の修了確認期限までに行わなければならない取組の流れ

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→あなたの最初の修了確認期限
平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日

各自が各大学等に対して講習の受講を申し込みます。(受講申込書で各園長等から教員であることを証してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日
平成 年 月 日

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限
平成 年 月 日

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を確認ください。

例1: 昭和43年1月8日生まれの幼稚園教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2: 昭和60年1月8日生まれの幼稚園養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された幼稚園の栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの幼稚園教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

旧免許状所持者の修了確認期限の延期の場合の流れについて

最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

- (1) 教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。
- (2) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - ② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - ③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
 - ④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤ 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
 - ⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
- (3) 下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ② 修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与(※)された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
 - ③ 平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。



下記の通り、各事由ごとに免許管理者が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 上記(1)、(2)に該当する場合には、その事由がなくなった日(上記(2)⑤については教員となった日)から2年2ヶ月以内

例:昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成21年10月1日に在外教育施設に派遣され、平成22年9月30日に帰国した場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日から、平成24年11月30日に延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、海外派遣前に(例えば、平成21年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。

2. 上記(3)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例:昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年5月1日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成28年5月1日に延期することができます。

3. (3)③に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲



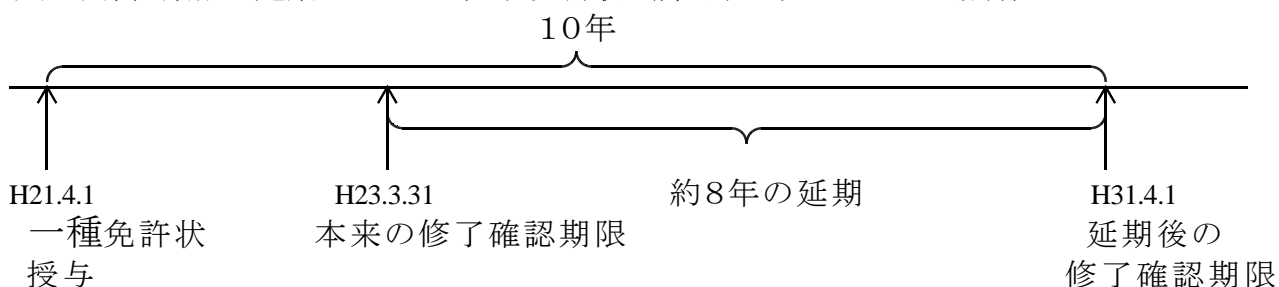
免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。

例:修了確認期限の延期のイメージ(二種免許状を所持する者が上進した場合)



②幼稚園の園長等の職にある者が行うことができる取組

旧免許状を持っている幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある方は、2①の取組以外に、勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。この場合の流れは以下のとおりです。

各自の判断により2①又は2②のいずれかの方途を選択して下さい。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→あなたの最初の修了確認期限
平成 年 月 日



各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間の確認

→平成 年 月 日～平成 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習受講の免除の認定申請をします。

→申請手続最終日
平成 年 月 日



免許管理者が免許状更新講習の受講免除の証明書を発行。

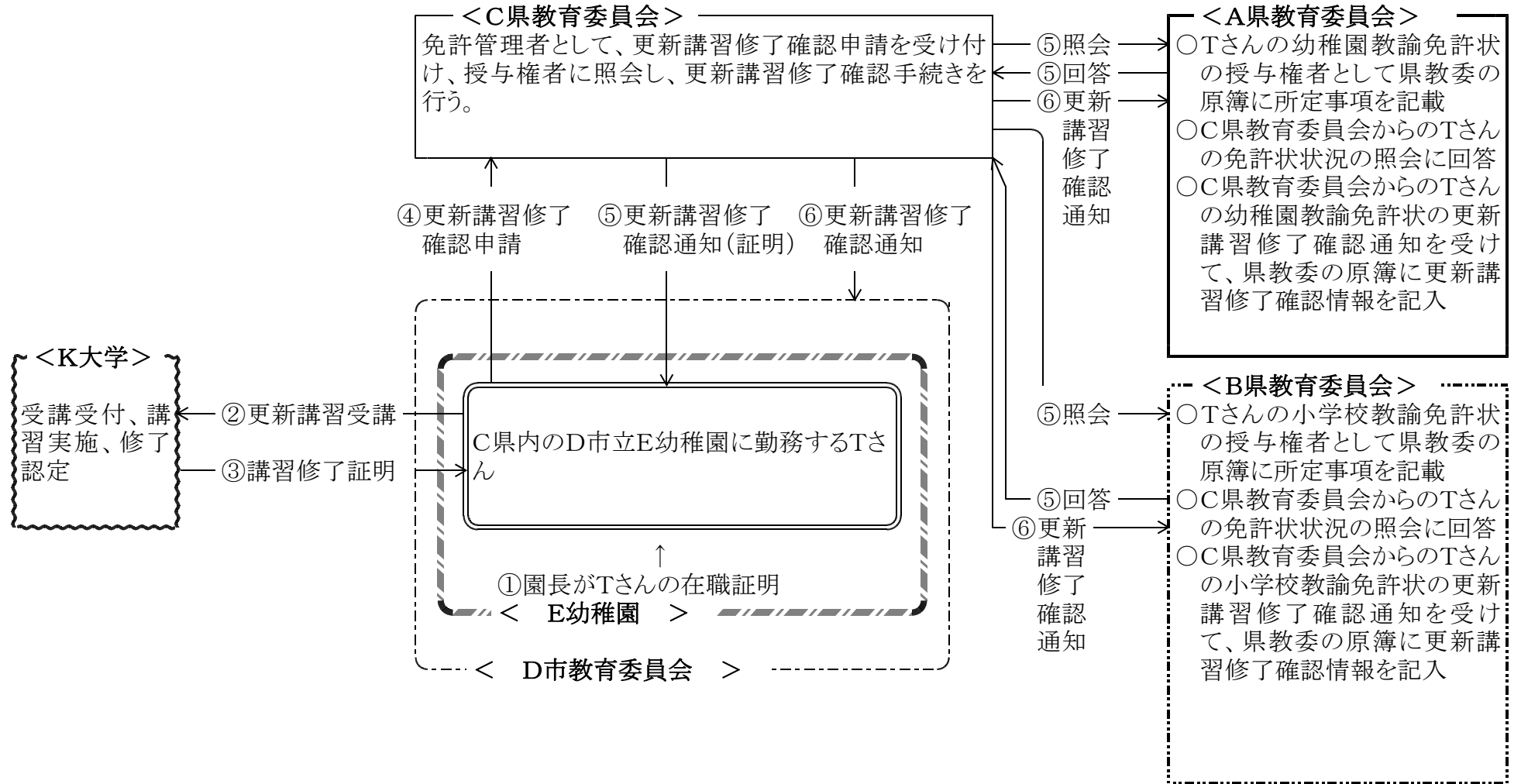


次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限
平成 年 月 日

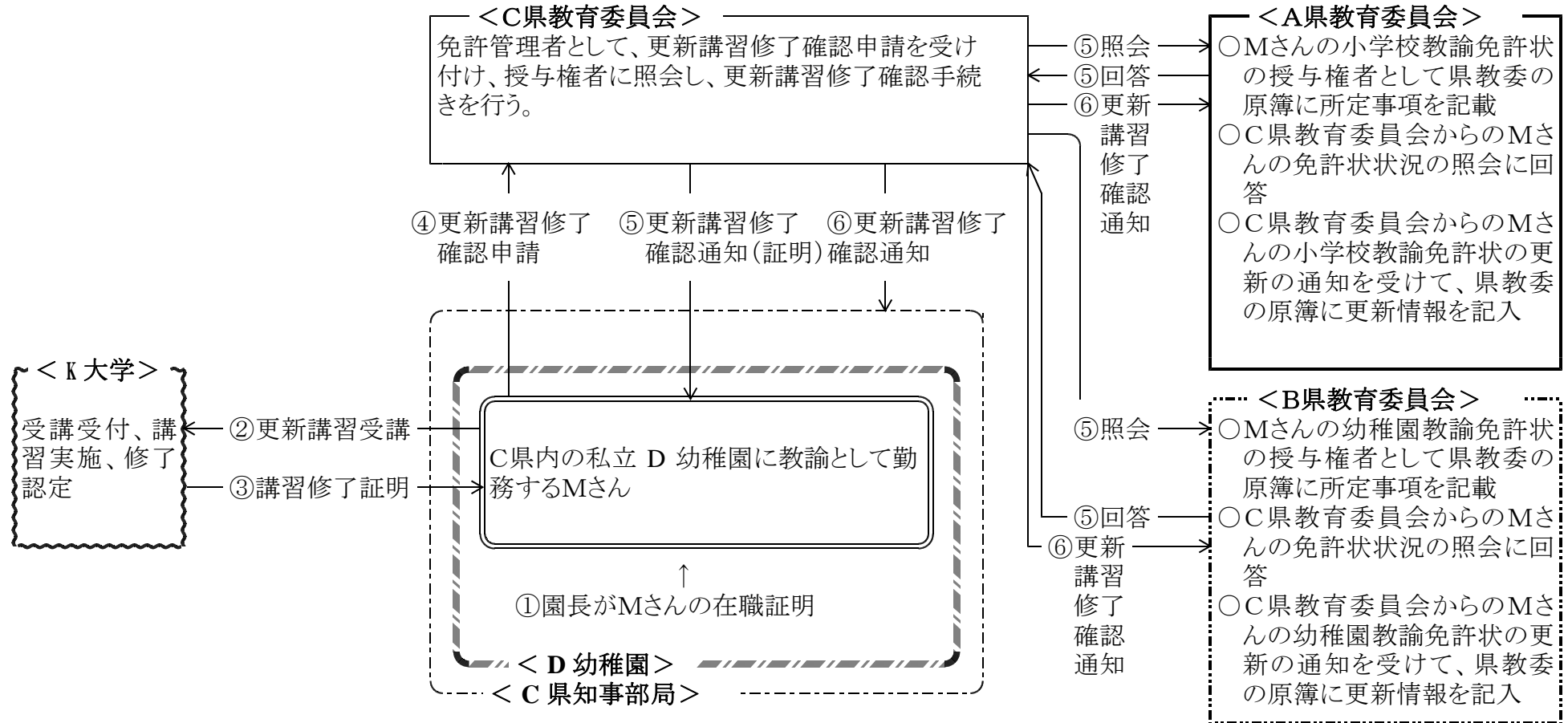
市区町村立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から幼稚園教諭免許状、B県教育委員会から小学校教諭免許状を授与され、現在はC県内のD市立E幼稚園に勤務する教員の例



私立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※ A 県教育委員会から小学校教諭免許状、B 県教育委員会から幼稚園教諭免許状を授与され、現在、C 県内の私立 D 幼稚園に勤務する教員の例



3. 免許状更新講習の受講のしかた

教員免許更新制の実施に際して、受講し、修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされています。一の事項を取り扱う講習は12時間以上で開設、二の事項を取り扱う講習は6、12、18時間以上で開設されます。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

《免許状更新講習の受講のしかたの例》

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(あわせて18時間以上の履修が必要。)

【パターン1】

18時間の講習を受講(例: 幼児の指導法)

【パターン2】

12時間の講習を受講(例: 幼児の指導法)

6時間の講習を受講(例: 野外活動の指導法)

【パターン3】

6時間の講習を受講(例: 幼児の指導法)

6時間の講習を受講(例: 幼児の心理)

6時間の講習を受講(例: 野外活動の指導法)

4. 教員免許更新制の実施にあたり各園長にご留意いただきたい事項

各幼稚園の園長におかれましては、各園の教員に対する下記の取組をお願いいたします。

※臨時、非常勤の講師等として勤務されている方々に対してもお願いします。

- ①教員免許更新制について各教員に理解促進を図っていただくこと。
- ②各教員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についてを個別に送付・連絡することは予定していないため、幼稚園の各教員の修了確認期限をとりまとめ、各教員に修了確認期限、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。
- ③各教員が免許状更新講習を受講する際に、免許状更新講習の受講申込書での幼稚園に所属する教員であることの証明を行っていただくこと。

- ④園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者による更新講習修了確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が認定されることとされています。この場合、必ず各自が勤務地の免許管理者に対して免許状更新講習の受講免除の認定の申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

※各園における園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う場合に留意いただきたい事項について

-【平成20年11月文部科学省初等中等教育局長通知】-----

2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取扱いについて

施行規則第61条の4第1号及び改正省令附則第10条第1項第1号の規定により、国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭(以下「校長等」という。)の免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う際の取扱いについては以下の通りとすること。

○ 国立学校又は私立学校においては、学校教育法に規定する校長等に該当する職が様々な名称で置かれている場合があることから、免許管理者においては、これらの職にある者から免許状更新講習の受講免除の認定申請があった場合には、当該申請者が勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長(校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人)による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を求めると。

○ なお、各国立学校又は私立学校においては、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、これらの職が学校教育法上のいずれの職に該当するものであるかを明確にすること。ただし、免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの規定を免許管理者に提示することまでは要しない。

5. よくあるご質問と答え

問1 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についてはどのような取扱いとなるのか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

問2 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方が再び幼稚園の教諭や非常勤講師として勤務する場合、幼稚園教諭免許状を授与されて民間企業に勤めていたが新たに幼稚園教諭等に就こうとする場合はどのようにしたらよいのか。

(答)

- ①過去に幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭等になることを希望する方
- ②認定こども園にお勤めの保育士
- ③保育所と幼稚園の双方を設置する市町村や法人等が設置している保育所にお勤めの保育士
- ④幼稚園教諭等に任命され、又は雇用されることが見込まれる（非常勤講師リストに登録していること、採用内定が出されていること等）

は、現職教員ではないために各自の修了確認期限までに講習を受講する義務は課されていませんので、修了確認期限までに講習を受講しなくてもお持ちの免許状は失効しません。

これらの方々には講習を受講することは可能ですので、期限前に受講することもできますし、修了確認期限経過後に幼稚園の教諭等に就こうとする場合には、それまでの間に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行うことができます。（上記①～④以外の方は、講習の受講対象者とされておらず講習を受講することもできません。）

このため、該当する方々は、修了確認期限の以前か、修了確認期限経過後か、いつ教諭等に就く予定であるかを念頭に置きつつ以下の対応をしてください。

【各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合】

○各自の修了確認期限までに講習を受講し、免許管理者（住所地が所在する都道府県の教育委員会）に更新講習修了確認申請を行うことは可能です。

この場合は、本資料の2①に掲げる流れに沿って講習受講等をしてください。

○大学等に講習の受講を申し込むに際しては、講習受講申込書とともに、過去に教諭等として勤めていた方は勤務していた幼稚園を設置する市町村教育委員会、学校法人等から在職証明を、新たに教諭等として雇用される予定の方は学校法人等から雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを講習受講申込書に添付します。

【各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合】

○義務は課されていないため、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

○ただし、修了確認期限までに講習の課程を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に幼稚園教諭等として雇用されることとなったときには、雇用の日までに講習を受講、修了し、免許管理者（各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会）から講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。この場合の流れは以下をご覧ください。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2をご確認ください）

→**最初の修了確認期限**
平成 年3月31日

～最初の修了確認期限が経過～

〈教諭等に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

各自が各大学等に対して講習受講を申し込みます。（その際に、過去に教諭等として勤めていた方は、勤務していた幼稚園を設置する市町村教育委員会、学校法人等からの在職証明、新たに教諭等として雇用される予定の方は学校法人等からの雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。）

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。

各自が修了証明書（30時間以上の履修証明書のセット）を添付し、住所地が所在する各都道府県の教育委員会（免許管理者）に免許状更新講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあることの確認の申請をします。

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

教諭等に就くことができます。

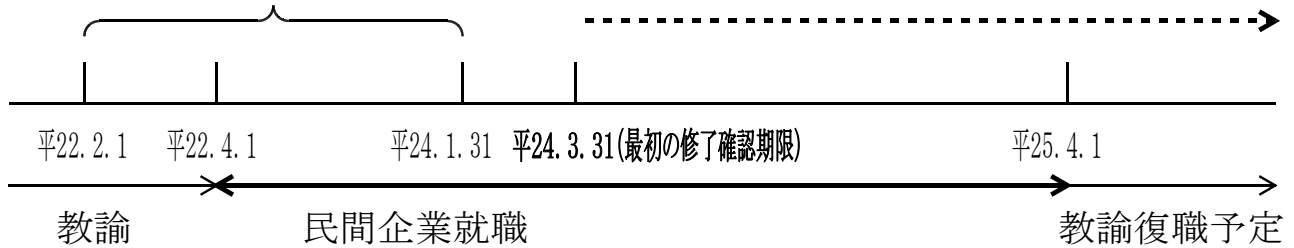
確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っているすべての教員免許状が有効です。

【具体的な例】

①各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

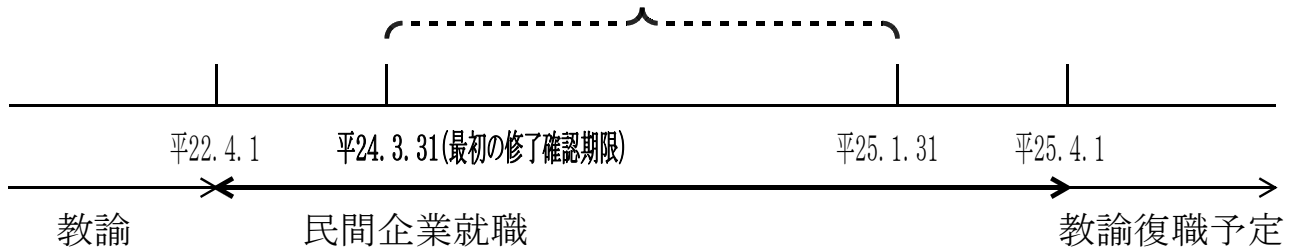
この間に講習受講、「更新講習修了確認」申請手続

平24. 4. 1以降、教諭復職可能



②各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

この間に講習受講、「確認」申請手続(平成24年4月1日以降は免許管理者の「確認」がなされるまで教諭復職は不可)



※免許状更新講習は、今後幼稚園の教諭等として雇用されることが見込まれる者も受講することができます。このため、幼稚園を設置する学校法人等では、非常勤講師等として雇用する可能性がある者についてあらかじめリスト等の作成を行い、それらの者が講習を受講する際にリストに登録されていること等の証明を行っていただくことが望まれます。

問3 「認定こども園に勤務する教員免許状を有する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所に勤務する教員免許状を有する保育士」についてはどのように取り扱われるのか。

(答)

教諭や講師ではありませんので、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されていませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、各自の修了確認期限までに講習受講・修了を経て、免許管理者から更新講習修了確認を受けることができます。

このため、今後教諭等となることが予定されている場合には問2と同様の取組を行うこととなります。

問4 問3以外の保育所に勤務する教員免許状を持つ保育士について

(答)

各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されておらず、教員免許状を持っていても免許状更新講習を受講することはできません。また、修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

(参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

① 教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
電話：03-6734-3572
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

② 教員免許更新制の制度の詳細

→ 文部科学省ホームページをご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説> 教員免許更新制のしくみ」(文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm)にも掲載中)をご覧ください。

③ 最初の修了確認期限の確認

文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のコーナーを
ご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)

④ 現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きフローチャート」(文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm)にも掲載中)をご覧ください。

⑤ 教員免許更新制についてのタイムリーな情報入手

○ メールマガジン「初中教育ニュース」
登録する場合は文部科学省HP上の登録ページからアクセス。
検索サイトで「初中教育ニュース配信」と打ち込んでいただくとすぐに見つかります。
(→ <https://mg01.e-mediagate.com/optin/002n/insert.jsp>)

⑥ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて
→ 各都道府県教育委員会の免許担当